

# 第1部 陸上交通の安全に関する施策

## 第1章 道路交通の安全に関する施策

### 第1節 道路交通環境の整備

#### 1 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

##### (1) 通学路等の歩道整備等の推進

小学校、幼稚園、保育所及び児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を積極的に推進する。

このほか、押ボタン式信号機、歩行者用灯器等の整備、立体横断施設の整備、横断歩道等の拡充により、通学路、通園路の整備を図る。

##### (2) 生活道路における交通安全対策の推進

死傷事故発生割合が高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する「あんしん歩行エリア」について、都道府県公安委員会と連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を推進する。あんしん歩行エリアにおいては、歩道の整備、歩行空間のバリアフリー化等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備する経路対策、ハンプ、クランク等車両速度を抑制する道路構造等により、歩行者や自転車の通行を優先するゾーンを形成するゾーン対策、交差点の改良等により外周幹線道路の通行を円滑化し、エリア内への通過車両を抑制する外周道路対策を進める。

また、「あんしん歩行エリア」以外の生活道路においても歩道を積極的に整備するほか、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出するための取組を推進するなど、事故抑止のための施策を実施する。

##### (3) バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備

ア 歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間や通学路等について、改築事業等による整備と併せて歩道等の整備を引き続き重点的に実施する。

また、通過交通の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、コミュニティ道路、歩車共存道路等の整備を推進するとともに、道路標識の高輝度化・大型化・可変性、標示板の共架、設置場所の統合・改善等を行い、視認性の向上を

図る。

イ 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号。交通バリアフリー法）に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道や歩行者用休憩施設、視覚障害者誘導用ブロック等の整備が面的かつネットワークとして行われるよう配慮する。

ウ 冬期の安全で快適な歩行者空間を確保するため、中心市街地や公共施設周辺等における除雪の充実や消融雪施設等の整備を推進する。

## 2. 道路ネットワークの整備と規格の高い道路の利用促進

### (1) 適切に機能分担された道路網の整備

ア 基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進する。具体的には、異種交通を分離する自動車専用道路、自転車・歩行者専用道路等の整備や都市部における道路の混雑緩和、交通事故の多発等の防止を図るバイパスや環状道路等の整備を推進する。

イ 幹線道路に囲まれた住居系地区等において、日常生活及び防災上必要な交通を確保しつつ、通過交通を幹線道路に転換させ、生活環境を保全するため、補助的な幹線道路・歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、区画道路におけるコミュニティ道路や歩車共存道路（歩道の設置ができない幅の狭い道路において歩行者等の安全を確保する構造を有する道路）等の交通安全施設の整備等を総合的に実施する。

### (2) 改築による道路交通環境の整備

ア 歩行者及び自転車利用者等の交通の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等の設置に伴う既存道路の拡幅、交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るための交差点の立体交差化等、既存の道路に歩道等の設置が困難な場合におけるバイパスの建設、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道の設置など道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を積極的に実施する。

イ 一般道路の新設・改築に当たっては、交通安全施設についても併せて整備を図ることとし、道路標識、中央帯、車両停車帯、道路照明、防護柵等の整備を図る。また、

歩行者の安全を確保するため必要がある場合には、スロープや昇降装置の付いた立体横断施設の整備を図る。

ウ 豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、より質の高い道路空間の整備に対するニーズに応えるため、幹線街路の整備や地区レベルの道路の再整備を面的に実施する。

(7) 交通混雑が著しい都心地区、鉄道駅周辺地区等において、人と車の交通を体系的に分離するとともに、歩行者空間の拡大を図るため、交通規制等の施策と併せて、地区周辺の幹線道路、ペDESTリアンデッキ、交通広場等を総合的に整備する。

(イ) 歴史的街並みや史跡等卓越した歴史的環境の残る地区において、地区内の交通と観光交通、通過交通を適切に分離するため、歴史的地区への誘導路、地区内の生活道路、歴史のみちすじ等の整備を体系的に推進する。

### **(3) 高規格幹線道路等の利用促進**

一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進し、死傷事故の減少を図る。そのため、高規格幹線道路等のネットワークの整備の推進、ETCを活用したサービスの拡充、インターチェンジの増設等を実施し、高規格幹線道路等をより利用しやすい環境の整備を推進する。

## **3 地域住民と一体となった道路交通環境の整備**

### **(1) 道路交通環境整備への住民参加の促進**

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、道路利用者等が日常感じている意見について、「標識BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識等に関する意見を受け付けるもの）、「道の相談室」等を活用して取り入れ、道路交通環境の整備に反映する。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、行政と市民の連携による交通安全対策を推進する。

さらに、安全な道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の進捗状況、効果等について積極的に公表する。

## **(2) 総合的・集中的な対策の実施**

外周を幹線道路に囲まれているなどまとまりのある住区や中心市街地、商店街の街区等において、地域住民の主体的参加の下、地域の課題について創意工夫や合意形成を図りながら、歩道整備、一般車両の地区内への流入抑制、無電柱化や緑化等の総合的な取組を実施し、人優先の安全・安心な賑わいのあるまちやみちを実現する「暮らしのみちゾーン」の形成を促進するため、意欲のある市町村や自ら実践しようとする住民団体等に対し、合意形成支援等のソフト面を含めた支援を行う。中心市街地等においては、一般車両の利用を制限し、歩行者・自転車とバスや路面電車等の公共交通機関の利便性を高め、まちの賑わいを創出する「トランジットモール」についても導入に向けた社会実験等の取組に対し支援を行う。

また、歩行者優先の道路、歩行空間のバリアフリー化、無電柱化、自転車利用環境の整備等、地域住民の身近なニーズに対応した施策を展開していくため、全国の見本となる人にやさしい街・みちづくりのための総合的・集中的な対策を実施するモデル地区を構築する。

## **4 効果的で重点的な事故対策の推進**

### **(1) 交通事故対策の重点実施**

幹線道路の安全対策を効果的・効率的に進めるため、事故危険箇所に加え、優先的に対策を実施すべき箇所を明示する「優先度明示方式」により抽出した死傷事故率の高い区間において、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備を改築事業による整備と併せて重点的に実施するとともに、道路の構造等に応じた安全で円滑な自動車交通を確保するため、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、道路標識、道路標示、区画線等の交通安全施設等の整備を推進する。

また、事故対策の立案・実施・評価に際し「交通事故対策・評価マニュアル」及び「交通事故対策事例集」を活用する等、科学的分析に基づく事故対策を推進するとともに「道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関し

て警察と協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

## **(2) 地域に応じた安全の確保**

交通の安全は、地域に根ざした課題であることから、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通環境の整備を行う。

また、積雪寒冷特別地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、交差点等における消融雪施設等の整備、流雪溝、チェーン着脱場等の整備を推進する。

さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。

## **5 高速自動車国道等における事故防止対策の推進**

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全施設の整備を計画的に進めるとともに、総合的な交通安全対策の観点から渋滞箇所における道路の拡幅等の改築、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。

### **(1) 事故削減に向けた総合的施策**

事故が多い地点での事故誘発要因についての詳細な事故分析に基づき交通安全対策を実施し、安全で円滑な自動車交通を確保する。特に、事故発生率の高い雨天や夜間の事故防止の観点から高機能舗装、高視認性区画線の整備等、各種交通安全対策を重点的に実施するとともに、重大事故防止を目的として中央分離帯及び路側における強化型防護柵の整備を実施する。また、道路構造上往復の方向に分離されていない二車線の区間(暫定供用区間)については、4車線化の促進及び車線逸脱に注意を促す高視認性のポストコーン設置などの交通安全対策を実施する。

### **(2) 安全で快適な交通環境づくり**

過労運転やイライラ運転を防止し、安全で円滑な走行環境の確保を図るため、付加車線の整備等による渋滞対策、インターチェンジランプの2車線化、道路交通情報提供施設の整備等、利用者サービスの向上を推進する。

## 6 高度道路交通システムの整備

最先端の情報通信技術等を用いて人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の道路交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした高度道路交通システム(以下「ITS (Intelligent Transport Systems)」という。)の推進を図る。

そのため、ITS全体構想(警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省)に基づき、産・官・学が連携を図りながら、研究開発、フィールドテスト、インフラの整備、普及及び標準化に関する検討等の一層の推進を図るとともに、ITS世界会議等における国際情報交換、国際標準化等の国際協力を積極的に進める。

### (1) 道路交通情報通信システムの整備

安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報、所要時間情報、規制情報等の道路交通情報をリアルタイムに直接車載機へ提供する道路交通情報通信システム(以下「VICS (Vehicle Information and Communication System)」という。)の整備・拡充を推進するとともに、情報提供の充実及び対応車載機の普及を図る。

### (2) 道路交通情報等の充実

自動車交通の増大、情報化の進展に伴う道路交通情報に対するニーズの高度化・多様化に対応するため、道路標識の整備に努めるとともに、道路パトロールの強化、道路モニター制度の活用、CCTV、車両感知器、気象観測装置等の情報収集装置の効果的活用・整備を図る。また、他機関との情報交換等により、道路の危険箇所、交通状況等の道路情報を迅速かつ的確に収集し、これらの情報を道路情報板、路側通信、トンネル内ラジオ再放送施設、テレビ、ラジオ、新聞等により広く一般に提供するとともに、一般からの電話照会への対応やファクシミリによる情報提供サービスを行うほか、道路管理者相互の連絡体制を強化して、道路情報の効果的利用が図られるよう努める。

さらに、道路交通情報をより一元的・広域的に提供するため、財団法人日本道路交通情報センターの情報収集・提供業務に係る機器等の充実を図り、サービスの向上に努めるよう引き続き指導する。

また、より高精度な道路交通情報の収集・提供のため、インフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報を補完するものとして、VICS車載機を活用した自動車

からの情報（プローブ情報）の収集等について産・官・学の連携の下、実現を図る。

### **（３）ノンストップ自動料金支払いシステム(ETC)の普及促進・活用推進**

有料道路の料金所において停車することなく自動的に料金を支払うことのできるノンストップ自動料金支払いシステム(以下「ETC(Electronic Toll Collection System)」という。)について、さらなる普及促進のため、ETCを活用した多様で弾力的な料金施策の推進やETC車載器リース制度などの利用機会の拡大に向けた支援の実施等を展開する。

### **（４）道路運送事業に係る高度情報化の推進**

公共交通、トラック輸送等、国民生活に不可欠なサービスを提供している道路運送事業の高度情報化により、サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減等を図るため、先駆的なシステム等について実証実験等を行い、その整備に係る課題の抽出、効果の明確化を図ることによって、民間事業者によるシステム等の導入を促進する。

### **（５）交通事故防止のための運転支援システムの推進**

ITSの高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、ITを活用し、道路と車両が連携し、ドライバーへ適切に情報を提供することによる注意喚起等により、交通事故を低減し、安全で快適な自動車の走行を支援する走行支援道路システム（AHS）を推進する。

## **7 円滑・快適で安全な道路交通の確保**

### **（１）円滑・快適で安全な道路交通の確保**

- ア 過労運転に伴う事故の防止や高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追い越しのための付加車線や「道の駅」などの休憩施設等の整備を推進する。
- イ 道路利用者の多様なニーズに応え、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るため、異常気象時の道路状況に関する情報等を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置等の整備を推進するとともに、利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい案内標識の充実を図る。特に、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、ルート番号等を用いた案内標識の設置を推進するとともに、地図を活用した多言語表記の実施等により、国際化の進展への対応に努める。また、VICSの整備を積極的に推進する。

## (2) 道路占用の適正化等

### ア 道路占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占有物件等の維持管理の適正化について指導する。

### イ 不法占有物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握、強力な指導取締りによりその排除を行い、特に市街地について重点的にその是正を実施する。

さらに、道路上から不法占有物件等を一掃するためには、沿道住民を始め道路利用者の自覚に待つところが大きいことから、不法占有等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行い、「道路ふれあい月間」等を中心に道路の愛護思想の普及を図る。

なお、道路工事調整等を効果的に行うため、図面を基礎として、デジタル地図を活用し、データ処理を行うコンピュータ・マッピング・システムの段階的な活用の拡大を図る。

### ウ 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占有工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。

## (3) 自転車利用環境の総合的な整備

都市構造に応じた都市交通としての自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、自転車を歩行者、自動車と並ぶ交通手段の一つとして、安全かつ円滑に利用できる自転車利用空間をネットワークとして整備するなど、総合的な自転車利用環境を整備する必要がある。このため、自転車や歩行者、自動車の交通量に応じて歩行者、自動車とも分離された自転車専用道路等、自転車が走行可能な幅の広い歩道である自転車歩行者道、路肩のカラー舗装化や縁石の設置等により自転車走行空間を整備する。都心における通勤・通学・買物等のための自転車利用の増大に伴い、駅周辺及び中心市街地等において大量の自転車(原動機付自転車を含む。以下同じ)が放置されている現状にかんがみ、交通安全施設等整備事業、街路事業、道路交通環境改善促進事業等により、



自転車駐車場の整備を推進する。

交通安全施設等整備事業による自転車駐車場の整備については、従来の平面式のほか、道路等公共空間の地下等を活用した自転車駐車場、駅舎や自動車駐車場と一体となった自転車駐車場の整備を駅周辺等で重点的に推進する。

街路事業による自転車駐車場の整備については、駅に近接した箇所等において、自転車駐車場整備を実施し、放置自転車の解消等を促進する。

道路交通環境改善促進事業による道路区域外における駐輪施設の設備については、地方公共団体が整備するもののほか、民間事業者が整備するものについても、地方公共団体とともに支援することで、さらなる駐輪対策を図る、

また、引き続き自転車駐車場整備センターにおいて、日本自転車振興会、日本宝くじ協会、地方公共団体の補助金等により、自転車駐車場の一層の整備の促進を図る。

さらに、地下式や立体式など一定の民間自転車駐車場について、事業所税の軽減措置を講ずることにより、民間自転車駐車場の整備を推進する。

交通の安全を確保し、併せて余暇活動の増大に対応した歴史や自然に親しめる大規模自転車道の整備を推進する。

## 8 交通需要マネジメントの推進

都市交通を円滑化し、都市の快適性、利便性、都市環境の向上に資するため、通勤圏域等を対象に、通勤、業務などの交通需要の見直し等の具体的な目標を掲げ、バイパス・環状道路の整備や交差点の改良等による交通容量の拡大施策やパークアンドライドの推進、情報提供の充実、相乗りの促進、フレックスタイムの導入等、道路利用の仕方に工夫を求め、輸送効率の向上や交通量の時間的平準化を図る交通需要マネジメント（TDM : Transportation Demand Management）施策、各種交通機関の連携及び公共交通機関の支援策であるマルチモーダル施策の組み合わせによる総合的な都市交通施策を実施する。そのため、「都市圏交通円滑化総合計画」を関係省庁、自治体等と共同で策定する。

特に、渋滞の著しい地区や交通結節点を対象として、環状道路の整備や交差点改良など交通容量拡大策に加え、交通結節点の整備等のほかタクシーベイや路上荷捌き施設の整備などの施策を重点的かつ総合的に実施するとともに、社会実験手法なども活用する

「都市圏交通円滑化総合対策事業」を約20都市圏で実施する。

鉄道駅等交通結節点において、バリアフリー化を踏まえつつ、乗り継ぎ・乗り換えの改善を図るため、約180地区において交通結節点改善事業を実施し、駅前広場や駅自由通路、アクセス道路、パークアンドライド駐車場等の整備を推進する。

## 9 駐車場等の整備

都市において増大する駐車需要に対応して必要な駐車スペースを確保し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るとともに、都市機能の維持・増進に寄与するため、官民の適切な役割分担のもと自動車駐車場の整備を推進する。

民間による駐車場整備については、道路開発資金等の低利子融資制度や都市の交通拠点等において地方公共団体、民間等が整備する駐車場に対する都市再生交通拠点整備事業等による補助を活用するとともに、税制面での優遇措置を講ずる。

また、公共による駐車場整備として、市民に広く利用される公的駐車場の整備を有料融資事業（無利子融資）により推進するとともに、多数の路上駐車により交通機能が阻害されている箇所における駐車場整備を、交通安全施設等整備事業による補助を行い推進する。

このほか、市街地再開発事業等の面整備事業における駐車場整備や公営住宅等の駐車場整備に対して助成する。

また、貨物の積卸しに伴う一時停車に対応するため、民間が整備する荷捌きのための一時停車施設に対して低利融資を行う。

地方公共団体に対しては、大規模建築物の新・増設に際し駐車施設の附置を義務付ける条例の制定や、駐車場整備地区に関する都市計画の決定及び駐車場整備計画の策定について支援を行い、総合的・計画的な駐車場整備を図る。

都市に流入する自動車に空き駐車場の位置等を示すことにより、都心中心部における駐車場探しの交通や違法路上駐車による交通混雑を解消し、都市内交通の円滑化と既存駐車場の有効利用を図るため、駐車場案内システムの整備を推進する。

また、土曜日や日曜日に利用されていない銀行、市役所等の専用駐車場の一般開放等により、地域の駐車場の有効利用を図る駐車場有効利用システムの整備を実施する。

違法路上駐車 of 徹底排除を進め、安全で円滑な交通を確保するため、違法駐車

が特に激しい幹線道路において荷捌き停車帯の整備や、カラー舗装による駐停車禁止区域の明示等を、公安委員会等による取り締まりや啓発活動の強化等と連携しつつ、総合的・集中的に実施する。

## 10 災害発生等に備えた安全の確保

豪雨、豪雪、地震、津波、火山噴火等による災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、異常気象時における地域の孤立を解消する生命線となる道路の整備や道路の防災対策、緊急輸送道路を中心とした橋梁等の耐震補強等災害に強い道路ネットワークの整備を推進する。

特に、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強対策及び新幹線、高速道路を跨ぐ跨線橋・跨道橋の耐震補強対策について、平成17年度を初年度とする3箇年プログラムを策定し、重点的に実施する。

また、道路防災週間等を通じた道路防災対策の普及・啓発を推進する。

## 11 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

### (1) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

#### ア 災害、異常気象時における通行の禁止又は制限

道路に係る災害を未然に防止するため、災害の発生が予測されるような状況下においては、関係機関が協力して、事前に迅速かつ的確な通行規制を実施することとし、このため、道路パトロール体制の強化、気象観測装置の整備、道路モニター制度の有効活用等を図る。

#### イ 水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限

水底トンネル等において、道路構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路管理者は爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行の禁止又は制限をしているところであるが、「危険物運搬車両の事故防止等対策についての申合せ」（平成9年12月12日付け関係省庁等申合せ）も踏まえ、警察等関係機関との緊密な連携の下にこれに違反する者に対する指導取締り等を強化する。

#### ウ 特殊車両の通行の禁止又は制限

車両制限令(昭和36年政令第265号)に定める車両の幅、重量、高さ等の最高限

度を超える大型車及び重量車の場合、道路を通行させることは、道路構造の保全又は交通の危険の防止の観点から禁止されており、やむを得ない場合に限り道路管理者の許可を受けて道路を通行させることができる。当該通行許可等法令に違反する車両に対処するため、警察等関係機関との緊密な連携を図りつつ、違反者等に対する指導取締りを強力に推進するとともに、悪質な違反者に対し告発を行う。

また、監視体制の強化を図ることを目的に、自動計測装置の設置を推進するとともに、違反点数制度を導入する。

さらに、車両制限令違反車両を排除して道路構造の保全等を図る観点から、悪質な違反者に対する大口・多頻度割引（高速道路の大口・多頻度利用者に対し、車両1台毎の月額利用額等に応じて割引する制度）停止等の措置については、平成16年1月から措置の基準を強化しており、常習または超重量違反などの悪質な違反行為に対する措置を徹底する。

## **（2）都市公園の整備の推進**

都市において子供たちが安全で快適に遊びや運動ができるよう、都市公園事業においては、従来より街区公園、近隣公園、地区公園の住区基幹公園や総合公園、運動公園の都市基幹公園及び緑道等の整備により、子供の遊び場等の確保に努めてきており、引き続き交通安全対策に資する都市公園の整備を推進する。

## **（3）無電柱化の推進**

安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域活性化等の観点から、電線共同溝等の整備による無電柱化を推進する。

特に、平成16年4月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき、まちなかの幹線道路に加え、歴史的街並みを保存すべき地区等における主要な非幹線道路も含めて面的に無電柱化を推進する。

また、交通渋滞の原因の一つである電気、ガス、水道等の道路上の工事(占用工事)による道路の掘り返しを抜本的に削減するとともに、大都市の防災機能の確保、光ファイバー等情報通信基盤整備の推進に資する共同溝について、整備の一層の推進を図る。

## 第2節 安全運転の確保

### 1 自動車運送事業者に対する指導監督の充実

労働基準法等の関係法令等の履行及び運行管理の徹底を図るため、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては厳正な処分を行う。このため、効果的かつ効率的な監査を実施するための監査システムの構築及び監査実施体制の充実・強化を図る。

また、関係行政機関相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図るとともに、事業者団体等関係団体を通じての指導にも努める。特に、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じての過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

さらに、企業全体に安全意識を浸透させ、より高い水準での安全を確保するため、経営トップから現場まで一丸となった安全管理の体制の構築を推進するとともに、その確認を国が行う「安全マネジメント評価」の仕組みを導入する。

このほか、高速バス、トラック、タクシー等について、高速道路等における事故時の被害を軽減するため、シートベルト着用の徹底等の指導の強化を図る。

なお、指導に当たっては、エコドライブ（環境負荷の低減に配慮した自動車の使用）の推進にも配慮する。

### 2 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」を促進する。

### 3 トラック事業者と荷主が協働した安全運行の推進

トラック輸送に係る安全対策を一層推進するため、トラック事業者と荷主がパートナーシップを構築して安全輸送を行うことができるようにするための改善方策について調

査検討を行う。

#### **4 事故情報の多角的分析の実施**

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実強化する。

また、事故発生時の前後の走行情報(前方映像、車両速度、急加速減)を記録するドライブレコーダー(映像記録型)を事業用自動車に搭載した際の事故抑止効果等の調査・分析結果を踏まえ、普及方策についての検討を進める。

#### **5 運行管理者等に対する指導講習の充実**

運行管理者等に対する指導講習について、事故情報の多角的分析の結果の活用等により、講習内容を充実するとともに、講習水準の向上を図り、視聴覚機材の活用等による効果的な講習を実施し、過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

#### **6 道路交通に関する情報の充実**

##### **(1) 気象情報等の充実**

安全運転の確保に資するため、道路の降積雪や路面などの状況等の情報を収集し、道路利用者に提供する気象情報システムの整備を推進する。

##### **(2) 災害発生時における情報提供の充実**

災害発生時において、道路の被災状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供するため、道路の災害に関する情報を収集提供するシステムを整備するとともに、インターネット等ITを活用した道路の災害情報等の提供を推進する。

### **第3節 車両の安全性の確保**

#### **1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進**

##### **(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等**

ア 車両の安全対策の推進

自動車の安全対策による交通事故死者数の低減目標やその推進の在り方等が盛り込まれた運輸技術審議会答申「安全と環境に配慮した今後の自動車交通政策のあり方について」（平成11年6月）及び予定されている交通政策審議会陸上分科会自動車交通部会技術安全ワーキンググループの報告とその実施状況を踏まえ、事故原因や事故時における自動車の構造・装置、乗員被害等の状況を交通事故総合分析センターを活用して詳細に情報収集・調査し、自動車事故の実態を的確に把握するとともに、自動車使用の態様の変化、新技術の開発状況、諸外国の自動車安全対策の動向等を勘案し、具体的な安全対策を立案・実施する。このため、「事故分析部会」、「安全基準検討会」で、効果的な対策策定の前提となる交通事故実態の把握・分析、安全対策に関する方針、対策の具体的な内容、対策の事前効果予測・事後効果評価、対策について効果的・体系的に検討を進める。

さらに、安全対策の策定過程の透明性を確保するとともに、関係者からの意見を踏まえて適宜対策の内容の見直しを行うため、シンポジウムの開催、検討結果の公表などを行う。

特に、事故を未然に防止する予防安全対策について、新技術の動向も踏まえ、保安基準の拡充・強化等と先進安全自動車（以下「ASV（Advanced Safety Vehicle）」という。）の開発・普及の促進、使用者に対する自動車アセスメント情報の提供等と連携しつつ、更なる充実を図る。

## イ 道路運送車両の保安基準の拡充・強化

車両の安全対策の基本である自動車の構造・装置等の安全要件を定める道路運送車両の保安基準について、前述の検討結果等を踏まえつつ、事故を未然に防ぐための予防安全対策、万が一事故が発生した場合においても乗員、歩行者等の保護を行うための被害軽減対策のそれぞれの観点から、適切に拡充・強化を図る。

なお、保安基準の拡充・強化の推進に当たっては、保安基準が自動車の国際的な流通を阻害することがないように国際的に連携して検討を進める。

## （２）先進安全自動車（ASV）の開発・普及の促進

最新のエレクトロニクス技術などの新技術により、自動車を高知能化して安全性を格段に高めるとともに、ITS技術の自動車としての受皿となるASVの研究・開発の促進を図るべく、産・学・官の協力によるASV推進検討会の下で進めていく。

また、ASV技術のうち実用化段階にある自律型のASVについては、技術指針の策定、安全上留意すべき事項についてのガイドラインの策定、ASV技術の効果評価の実施等により普及促進を引き続き進めていく。

## 2 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の衝突安全性能等に関する車種ごとの安全性に関する比較情報等を公正中立な立場でとりまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を積極的に推進する。

具体的には、自動車の衝突安全性能の総合評価及び歩行者頭部保護性能・制動性能の評価、チャイルドシートの安全性能比較評価を行い公表することで、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境の整備を推進するとともに、自動車メーカー等におけるより安全な製品の開発促進を図る。このほか、自動車の安全装置の正しい使用方法等の一般情報や車種毎の安全装置の装備状況も拡充し、充実した自動車アセスメント情報をユーザーに提供する。

## 3 自動車の検査及び点検整備の充実

### (1) 自動車の検査の充実

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査態勢の整備を推進することにより、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。また、街頭検査態勢の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進していく。

### (2) 型式指定制度の充実

自動車の安全性の増進等を図るため、新型の自動車や装置の保安基準への適合性等の審査を独立行政法人交通安全環境研究所と連携して実施する。

### (3) 自動車点検整備の充実

#### ア 点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の適切な実施の推進を図るため、「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開するとともに、整備管理者研修、自動車運送事業者監査等を通じて関係者に対し車両管理の指導を行い、車両故障に起因する



事故の防止を図る。

#### イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化することにより、不正改造防止について、自動車使用者及び自動車関係事業者等の認識を高める。

なお、指定自動車整備事業者による不正事案が増加傾向にあり、特に近年ではペーパー車検や不正改造車への保安基準適合証の交付など悪質な不正が目立っていることから、道路運送車両法のより一層適確な運用に努め、不正の根絶に取り組む。

#### ウ 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するため、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、実態調査等を通じ自動車整備業の現状について把握し、今後、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応していくための技術の高度化等について検討する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図る。

さらに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用について説明等のニーズに対応するため、今後とも一級自動車整備士制度を活用する。

## 4 リコール制度の充実・強化

設計等に起因する基準不適合自動車について、リコールに係る不正行為の再発を防止するため、これまで実施した情報収集体制の強化（自動車メーカーからの定期報告の義務付け等）、監査体制の強化（疑義のあるメーカーへの集中監査等）、技術的検証体制の強化の施策を確実に実行することにより、リコールの迅速かつ確実な実施を図り、自動車等の安全性の確保について製作者等の指導監督の徹底に努める。

また、さらにリコール制度の充実を図るため、道路運送車両法を改正し交通安全環境

研究所において実車試験等による検証を行うこととするなど、技術的検証体制を強化する。

#### **第4節 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備**

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」と総称する。）並びに関係市町村は、共に通信連絡体制等の充実を図るなど連携を強化するとともに、高速道路株式会社は、救急業務実施体制の整備を促進する高速自動車国道等のインターチェンジ所在市町村等に財政措置を講じる。

#### **第5節 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進**

##### **1 自動車損害賠償保障制度の充実等**

自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」という。）については、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）の改正により、政府再保険制度が廃止され、国による支払審査が死亡等重要事案に限られることとなったが、被害者保護の充実が図られるよう、新制度による保険会社の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払いの着実な実施について、引き続き保険会社等を指導していく。

改正自賠法に基づき、平成14年4月から、自賠責保険の保険金の支払に関する紛争を解決するための公正中立で専門的な知見を有する紛争処理機関が業務を開始したところであり、通常のカラによる救済に比べてより迅速な紛争の解決が図られるよう、引き続き紛争処理機関に対する指導を行っていく。

近年の交通事故件数及び被害者数の増加により、自賠責保険の運用益の活用による被害者救済対策事業等の必要性は一層増しているところである。そこで、改正自賠法による自動車事故対策計画に基づき、被害者保護の増進の対策等の実施に係る補助等を行う。

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である自動車損害賠償保障事業についても、自賠責保険（自賠責共済）に準じたてん補基準の見直し等により、その充実を図る。

また、自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通

じて広く国民に周知するとともに、街頭における指導取締りの強化等を行い、無保険車両の運行の防止を徹底する。

## **2 損害賠償の請求についての援助等**

交通事故の損害賠償の請求についての援助については、（財）日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による無料の法律相談及び示談斡旋等に関する業務の充実を図る。

## **3 交通事故被害者支援の充実強化**

交通事故により重度の後遺障害を負い、常時又は随時介護を要する被害者に介護料の支給を行う。また、在宅介護者の支援を強化するために短期入院費用の一部助成を行う。

さらに、自動車事故による重度後遺障害者に対し専門的な治療及び養護を行う療護センター(千葉、東北、岡山、中部の4箇所)の運営に対する援助措置の充実を行う。また、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業及び都道府県の行う高等学校交通遺児授業料減免事業等に対する援助を行うなど、交通事故被害者支援の充実強化を図る。

# **第6節 研究開発及び調査研究の充実**

## **1 交通事故対策及び道路災害に関する研究開発の推進**

交通事故対策及び道路災害対策に関する研究を実施する。

交通事故防止対策については、交通事故が人・道・車の3要素が相互かつ複雑に関連して発生するため、道路利用者の安全意識や身体、行動特性等を含めた幅広い観点から、多角的、総合的に分析・研究等を進める必要がある。

このため、交通事故総合分析センターの活用を図りながら、大学、民間の研究機関と行政が連携して、調査・分析・研究を強力に推進する。

道路災害対策に関しては、雪崩対策施設の評価、未利用エネルギーを利用した道路融雪及び冬期道路管理技術の高度化に関する研究を行うとともに、岩盤斜面崩壊のリスクマネジメント技術に関する研究、道路の耐震性に関する研究を実施する。

## 2 高度道路交通システム(ITS)に関する研究開発の推進

ITを活用し、人・道路・車のコミュニケーションによって、より安全で快適な移動を支援するため、各種ITSサービスの研究開発を推進するとともに、システムの共通的な基盤の構築、国際標準化活動の支援等を積極的に推進する。

### (1) 道路交通情報収集提供の高度化

VICS等を活用し、渋滞情報や所要時間情報などの道路交通情報の収集・提供の高度化を図る。また、ETCの無線通信技術(狭域専用通信:DSRC (Dedicated Short Range Communication))を活用して道路交通情報の提供などの多様なサービスを一つの共通無線機で効率よく提供するための研究開発を推進し、平成19年に実現することを目指す。

### (2) 安全運転の支援

ドライバーの安全運転を支援するため、走行支援道路システム(AHS: Advanced cruise assist Highway System)の早期実用化を目指し、ETC通信技術やデジタル道路地図を活用した安全運転支援に関する研究開発を推進する。

### (3) システムの共通な基盤(プラットフォーム)の構築

システムの構築に当たり、ITSシステムの全体像(アーキテクチャ)に基づき、ITSを構成するシステム間の互換性を確保するために必要な道路管理者間の通信規約(プロトコル)等の基準類の整備を行い、全体として有機的に連携した統合的なシステムを効率的に構築する。

### (4) 国際標準化活動の支援等

ITS世界会議等の国際会議や二国間レベルでの情報交換を行うなど、国際的な視野からの取り組みを推進する。また、国際標準化機構(以下、「ISO(International Organization for Standardization)」という。)の国際標準化活動に対して支援を行い、日本のシステムの国際標準化を図るとともに、既存国際標準との整合を図る。

## 3 積雪寒冷地における道路交通の安全に関する研究開発の推進

積雪寒冷地における道路交通の安全確保を図るため、冬期道路管理の高度化、積雪寒冷地特有の冬期事故と郊外部重大事故対策、吹雪による視程障害対策及びインターネットを活用した積雪寒冷地における道路情報提供システムなど、積雪寒冷地における諸条

件での道路交通安全対策に関する調査研究を行うとともに、雪氷等による道路災害に関する調査研究を行う。

#### **4 ナンバープレートのIC化に関する研究開発等の推進**

車両識別のニーズが高まる自動車交通行政を進める上で不可欠な個車情報に関するインフラ(基盤技術)として、現行ナンバープレート情報等をナンバープレート上のICチップに記録した電子ナンバープレート(スマートプレート)の研究開発等を促進する。

#### **5 運転者に対する情報提供技術の高度化に関する研究等の推進**

高度化されたナビゲーション装置等の車載情報提供装置の安全性について、視覚・聴覚情報処理の観点から研究を行うとともに、万一事故が発生した場合の乗員保護に関する被害軽減技術についての研究等を実施する。